

監査結果公表第27-10号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成27年12月3日

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	土井田 隆 行
同	吉 村 和三治

記

1 措置の通知

平成26年度定期監査（消防本部・消防署）の結果に対する措置の通知

平成27年11月24日付け 八消本総第413号

平成26年度定期監査（水道局）の結果に対する措置の通知

平成27年11月26日付け 八水第954号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 26 年度実施水道局定期監査の結果に対する措置の内容
水道局各課共通事務

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 文書事務について</p> <p>以下の指摘事項については、各課に共通する事務として改めて関係諸規定について認識を深め、今後、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>①伺書等において、八尾市水道局事務処理規程に定められた専決権者の決裁となっていないもの。</p> <p>②伺書において、定められた必要な合議がされていないもの。</p> <p>③伺書において、情報公開区分が誤っているもの。</p> <p>④伺書において、記載内容の不備や根拠資料が不足しているもの。</p> <p>⑤伝票等において、修正テープを使用しているもの。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 27 年 6 月 3 日）</p> <p>指摘事項について、管理職会議において各所属長等への周知を行い、その後各所属の課内会議において各職員へ文書事務について注意を促し、八尾市水道局事務処理規程等関係諸規定に基づいた適正な事務処理が行われるよう改めました。</p>
<p>2 契約事務について</p> <p>以下のような事例が見受けられたので、水道局契約規程等に基づいた適正な事務処理を行うこと。</p> <p>①契約書や仕様書に定めている届出や報告がされていないもの。</p> <p>②伺書に添付されている業務委託契約書の原本において、契印が押印されているもの。</p> <p>③物品購入や業務委託契約締結に係る伺書において、随意契約理由の記載が不十分であるものや添付資料が不足しているもの。</p> <p>④入札による業務委託契約締結に係る伺書において、入札結果に関する書類が添付されていないため、相手方選定の経過が確認できないもの。</p> <p>⑤伺書に添付されている見積書において、原本でないものや有効期限が過ぎているもの、提出日の記入がもれているもの。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 27 年 6 月 3 日）</p> <p>指摘事項について、管理職会議において各所属長等への周知を行い、その後各所属において契約事務担当職員を中心に契約事務について注意を促し、水道局契約規程等関係諸規定に基づいた適正な事務処理が行われるよう改めました。</p>

<p>3 備品の管理について</p> <p>10,000円以上の物品(備品)については八尾市水道局会計規程(以下、「会計規程」という。)において、毎事業年度少なくとも1回以上は現品を調査、照合しなければならないとされている。平成24年度の包括外部監査の結果において現物調査の必要について指摘があり、その対応について、現物調査を行い今後も継続的に実施する旨の措置報告がされているが、今回、備品台帳から抽出し現品と照合したところ、所在確認ができないものや廃棄手続きがされていないもの等が多数見受けられた。</p> <p>会計規程に基づき備品全般について現物の調査、照合を行うとともに備品台帳の整備を図り、適正に管理すること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="711 192 852 228">措置状況</td> <td data-bbox="858 192 1490 228">2. 措置予定</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="711 237 1490 931"> <p>平成27年11月現在、各課配置の現物調査を完了しており、所属毎のリスト作成も含めて年度内に平成27年度の備品台帳を整備する予定です。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	2. 措置予定	<p>平成27年11月現在、各課配置の現物調査を完了しており、所属毎のリスト作成も含めて年度内に平成27年度の備品台帳を整備する予定です。</p>	
措置状況	2. 措置予定				
<p>平成27年11月現在、各課配置の現物調査を完了しており、所属毎のリスト作成も含めて年度内に平成27年度の備品台帳を整備する予定です。</p>					

経営総務課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 振替休日の取得の促進について</p> <p>八尾市水道局就業規則で定める週休日（土曜日及び日曜日）における勤務及び週休日の振替について確認したところ、日曜日の勤務については大半が振替休日を取得しておらず、土日の勤務状況の割合についても日曜日の勤務割合が非常に高いものとなっていた。</p> <p>また、週休日の振替を行わないことにより結果的に月 45 時間を超える超過勤務となり、過重労働による産業医の助言指導の対象となっている者が見受けられた。</p> <p>職員の健康管理の面から、勤務の平準化や勤務命令時の振替休日取得の促進に努めること。</p>	<p>措置状況 3. 検討中</p> <p>現在の運用では、原則、土曜日の勤務について、週休日の振替を行っていますが、週休日を確保し、勤務時間の縮減、職員の健康管理の面から、日曜日の勤務についても週休日の振替を行うことが適当であると考えており、現在、今後の勤務のあり方について検討しています。</p>
<p>2 水道局内に設置された委員会に係る事務について</p> <p>(1) 八尾市水道局給水装置にかかる違反行為審査委員会については、違反行為者に対する処分などについて審議し、結果について水道事業管理者（以下、「事業管理者」という。）に文書にて報告することとなっているが、結果に関する報告書を作成せず議事録により報告していた。違反行為の根拠や決定理由などを明確にする上でも、当委員会に関する規定に基づいた報告書を作成すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 27 年 4 月 28 日）</p> <p>八尾市水道局給水装置にかかる違反行為審査委員会における審査結果については、委員及び事務局で確認し、今後、当委員会を開催した場合は事業管理者宛に報告書を作成するよう改めました。</p>
<p>(2) 事業管理者への結果報告に関して、当委員会の意思決定として起案決裁がされていないので、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 27 年 4 月 28 日）</p> <p>八尾市水道局給水装置にかかる違反行為審査委員会における審査結果については、委員及び事務局で確認し、今後、当委員会を開催した場合は委員会としての意思決定を起案決裁するよう改めました。</p>

<p>3 随意契約の事前協議について</p> <p>水道局における随意契約締結にかかる内規では、随意契約をしようとする場合には、契約担当課長(経営総務課長)との事前協議が必要であり、契約担当課長は予定価格(八尾市水道局契約規程第 25 条に基づき随意契約に際してあらかじめ定める額)が一定の金額を超える場合は工事等発注委員会に諮ることとなっているが、協議結果についての回答書において随意契約を妥当とする理由の記載がないものや定められた事務処理がされていないものが見受けられたので、適切な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 27 年 4 月 1 日)</p> <p>随意契約締結に係る事前協議の結果回答書において、随意契約及び業者選定を妥当とする理由を適切に記載するよう改めました。また、工事等発注委員会に諮ることを必要とする随意契約については、委員会を開催し協議するなど規定に基づく事務処理に改めました。</p>
<p>4 定期預金への預入れについて</p> <p>余剰資金の運用として、金融機関への定期預金の預入れが行われており、預入先については、見積り合わせにより最も高い利率を提示した者を選定している。見積り徴取の対象を過去の預入れ実績等から数者に固定しているが、より運用効果を図るため対象範囲の拡大を検討すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 27 年 9 月 16 日)</p> <p>余剰資金の運用については、安全性・確実性を最優先にし、その上でより効率的な運用を図るため、指摘事項を踏まえ、市長部局での借り入れ実績等を勘案し、見積り徴取の対象範囲の拡大を行い、徴取先の選定を固定しないよう事務処理を改めました。</p>

お客さまサービス課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 収納事務受託者に対する検査の実施について</p> <p>水道局においては、サービス拡充の一環として、平成 11 年 1 月よりコンビニエンス・ストアでの水道料金等の収納を行っており、取扱件数及び取扱金額ともに、口座振替に次いで利用されている収納方法となっているが、収納事務等に関する検査を実施していない。</p> <p>公金の収納事務のコンビニエンス・ストアへの業務委託については、地方公営企業法施行令において、委託先に対して帳簿等の検査をすることが出来るとなっており、事務の適正な履行を確保する観点から適宜検査の実施に努めること。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>府下各市における収納事務等に関する検査の状況について調査を行いました。これにより委託先に対する検査の内容や方法について検討し、平成 27 年度中に検査を実施する予定です。</p>
<p>2 料金徴収事務従事者証について</p> <p>(1) 事業管理者から料金徴収事務の従事者等に交付されている料金徴収事務従事者証（以下、「従事者証」という。）において、八尾市水道局料金徴収事務の委託に関する規程に定められた有効期限欄を設けていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>料金徴収事務従事者証については、有効期限を記載するように改めました。</p> <p>なお、水道メーター検針業務の検針員に交付する従事者証についても、平成 27 年度中に行う同業務の入札後に交付する分より有効期限を記載する予定です。</p>
<p>(2) 従事者証の発行や亡失、廃止等について、料金徴収事務従事者証発行台帳で管理が行われているが、記載が誤っているものや不十分なもの等が見受けられたので、適正な管理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 27 年 4 月 28 日）</p> <p>料金収納事務従事者証発行台帳の不備等を整理し、適正管理となるよう改めました。</p>
<p>(3) 従事者証の廃止について、決裁が行われていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 27 年 4 月 28 日）</p> <p>従事者証の廃止時において、決裁を適正に行うよう改めました。</p>

<p>3 指定給水装置工事事業者に係る事務について</p> <p>八尾市指定給水装置工事事業者に関する規程では、事業者を指定したときのみならず、事業の廃止、休止、又は再開の届出があったときも告示することとなっているが、事業の廃止について告示されていないものが見受けられた。また、決裁日より前に告示しているものも見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="711 192 842 230">措置状況</td> <td data-bbox="849 192 1490 230">1. 措置済（平成27年8月3日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="711 239 1490 714"> <p>八尾市指定給水装置工事事業者に関する規程に基づき、決裁を適正に行い、告示するよう改めました。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成27年8月3日）	<p>八尾市指定給水装置工事事業者に関する規程に基づき、決裁を適正に行い、告示するよう改めました。</p>	
措置状況	1. 措置済（平成27年8月3日）				
<p>八尾市指定給水装置工事事業者に関する規程に基づき、決裁を適正に行い、告示するよう改めました。</p>					

工事管理課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 修繕工事に係る事務処理について 給配水装置の修繕工事の際に作成される修繕工事伝票において、修繕の依頼書欄及び自己修復についての承諾書欄への記名等を受けていないものや不十分なものが見受けられた。これらは、費用の負担や修復についての責任所在を明確にするために必要な事項であることから、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 27 年 4 月 1 日） 修繕工事の事務処理については、修繕工事伝票の修繕の依頼書欄及び自己修復についての承諾書欄への記名等を受けるよう修繕委託業者にも周知し、適切な事務処理を行うよう改めました。</p>
<p>2 業務従事者証の発行について 給配水管漏水調査業務委託における業務従事者証の発行について、起案決裁がされていないものが見受けられた。業務従事者証は、委託業者が市民の宅地内等の業務に従事する際、身分を明らかにする重要な証明書であるため、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 27 年 4 月 1 日） 配水管漏水調査業務委託における業務従事者証の発行については、適正に起案決裁を行うよう改めました。</p>

施設整備課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 工事等の完結文書の管理について 工事等に係る伺書において、契約書及び着手から完了に至る必要書類が添付されていないものが多数見受けられた。 伺書は、業務完了後においてもその業務の執行状況や契約事務の適法性を証明するものであることから、契約締結の決裁時に確認されるべき設計内容や設計金額、また、契約内容等一連の関係書類が確認できるよう、八尾市水道局文書取扱規程に基づき完結文書を適切に管理すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 27 年 4 月 1 日） 工事等の完結文書の管理について、工事等の実施起案から完結にいたるまで、一連の経過が容易に把握できるように文書を整理し、また、添付書類について原本の添付を要するものと写しの添付で可能とするものを明確に区分するなど、文書管理を改めました。</p>

工事管理課・施設整備課共通事項

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 工事及び委託業務等に係る契約締結事務について 工事及び委託業務等の実施に際し、入札を実施するものについては事業担当課で実施伺いが起案され、決裁後経営総務課において入札及び契約締結に係る事務が行われているが、契約締結に係る決定行為が行われていないため、八尾市水道局事務処理規程に基づいた適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 27 年 4 月 1 日） 工事等の契約の実施に際し、八尾市水道局事務処理規程等に基づき、契約締結に係る決定行為について、所管を明確にした上で適正に起案決裁を行うよう改めました。</p>